

※「普通預金規定」等の一部改定のお知らせ※

当社では、りそなグループ内振込 24 時間化に伴い、普通預金等口座への振込金の受入できる時間を延長し 15 時以降も取扱を可能とします。これにより、平成 27 年 4 月 6 日より、普通預金規定等を一部改定します。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改定内容の詳細および新规定をご入用のお客さまは窓口までお申し付けください。

株式会社 りそな銀行

【対象規定】

規定名	改定箇所
普通預金規定	第 3 条（振込金の受入れ） 第 5 条（預金の払戻し）
貯蓄預金規定	第 3 条（振込金の受入れ）
総合口座取引規定	第 4 条（預金の払戻し等）

【改定内容（例）＜普通預金規定＞】

改定前	改定後
第 3 条（振込金の受入れ） ①この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 ②省略（変更なし）	第 3 条（振込金の受入れ） ①この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 なお、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。 ②省略（変更なし）
第 5 条（預金の払戻し） ①省略（変更なし） ②省略（変更なし） ③省略（変更なし）	第 5 条（預金の払戻し） ①省略（変更なし） ②省略（変更なし） ③省略（変更なし） ④当社が別に定める時限以降にこの預金に受入した資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における第 2 項の支払には充当しません。

以上